

掛川市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年1月5日

掛川市長 松井三郎

1 大字掛川に大字を変更し小字を廃止する区域

大字南西郷字二十六ノ坪820の1、820の3から820の6まで、830の7、830の19から830の31まで、大字南西郷字鐘鋳場828の1及び828の6から828の8まで

2 大字掛川字西町に変更する区域

大字南西郷字二十六ノ坪830の18

3 小字を廃止する区域

大字掛川字西町459の2、459の5及び459の7から459の18まで

4 変更年月日

平成28年1月5日